

給与支払報告書(個人別明細書)の記入について **八幡浜市**

《 記入例 》

※「総括表」と「給与支払報告書」は令和7年1月31日までにご提出ください。

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)

※個人番号(12ケタ)は必ず記入してください。

支払を受ける者  
住所: 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号 (令和7年1月1日現在の住所を記入) ①  
氏名: ヤワタハマ タロウ 八幡浜 太郎  
個人番号: 123456789012

種別: 給与・賞与  
支払金額: 5,000,000 ②  
給与所得控除後の金額: 3,560,000  
所得控除の額の合計額: 2,770,612  
源泉徴収税額: 0

源泉・控除対象配偶者の有無等: 有 (ア) 310,000 ③  
配偶者(特別)控除の額: 1 ④  
扶養親族の数(本人を除く): 1  
扶養親族の区分: 老人 1  
その他: 1  
扶養親族の年齢要件: 1  
扶養親族の年齢要件: 1  
扶養親族の年齢要件: 1

社会保険料等の金額: 705,264 ⑥  
生命保険料の控除額: 115,348  
地震保険料の控除額: 50,000  
住宅借入金等特別控除の額: 39,400

前職: (株)八幡浜商事 所在地: 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号 (ア)  
支払金額1,500,000円 社会保険料246,000円 源泉徴収額66,000円  
普通徴収C (令和7年3月31日 退職予定) (イ)  
源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額90,000円(ウ)

生命保険料の金額の内訳: 125,674 ⑧  
介護医療保険料の金額: 78,264  
新個人年金保険料の金額: 63,125  
旧個人年金保険料の金額: 19,700,000

住宅借入金等特別控除の内訳: 1 ⑨  
居住開始年月日(1回目): 28年4月1日  
住宅借入金等特別控除区分(1回目): 住(特)  
住宅借入金等特別控除可能額: 197,000  
居住開始年月日(2回目):  
住宅借入金等特別控除区分(2回目):  
住宅借入金等特別控除可能額(2回目):

(源泉・特別)控除対象配偶者: 八幡浜 花子 ⑩  
個人番号: 567890123456  
配偶者の合計所得: 1,030,000 ⑪  
国民年金保険料等の金額: 1,030,000  
基礎控除の額: 13  
所得金額調整控除額: 14

控除対象扶養親族:  
1. 八幡浜 一郎 〇  
個人番号: 234567890123  
2. 八幡浜 春子  
個人番号: 345678901234  
3. 八幡浜 二郎  
個人番号: 456789012345  
4. 八幡浜 春子  
個人番号: 345678901234

本人が障害者等: 〇  
中途・退職: 6 4 1  
受給者生年月日: 昭和 40 1 1  
元号: 昭和 40 1 1

個人番号又は法人番号: 9876543210123  
住所(居所)又は所在地: 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称: (株)八幡浜工業 (電話) 0894-〇〇-〇〇〇〇

(市市区町村提出用)

~給与支払報告書(個人別明細書)の記入の仕方について~

●留意点  
※マイナンバー制度の導入により、給与支払報告書に給与支払者、控除対象者、扶養者等の個人番号(マイナンバー)や法人番号の記入が義務付けられています。  
※令和6年中に給与の支払があった場合は、雇用形態、金額の多少に関わらず、全て給与支払報告書(個人別明細書)を作成し、提出してください。事業専従者、退職者及びパート・アルバイト等の方についても同様に作成のうえ、提出してください。

- ◆令和7年1月1日現在の住所をアパート名や部屋番号等、詳しく記入してください。(※なお、給与支払報告書は令和7年1月1日現在、実際にお住まいの自治体に提出してください。)
- ◆給与所得控除後の金額を記入してください。※所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載し、⑭に所得金額調整控除の額を記載ください。  
●計算例: 5,000,000円 × 20% + 440,000円 = 1,440,000円 (給与所得控除額)  
5,000,000円 - 1,440,000円 = 3,560,000円 (給与所得控除後の金額)  
※控除額の計算は下記の表を参考にして、計算してください。

収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円 から 1,800,000円まで	年収×40% - 100,000円
1,800,001円 から 3,600,000円まで	年収×30% + 80,000円
3,600,001円 から 6,600,000円まで	年収×20% + 440,000円
6,600,001円 から 8,500,000円まで	年収×10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円

注: 実際に収入金額が660万円までの場合には、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

- (ア) (源泉)控除対象配偶者がいる場合は、「有」に〇を記入してください。  
(イ) 配偶者控除または配偶者特別控除の額を記入してください。(受給者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は適用を受けることができません。)

- ◆扶養親族、障害者の人数を記入してください。扶養親族の年齢要件に注意してください。

区分	年齢要件
老人扶養親族 (老人欄)	70歳以上(昭和30年1月1日以前生)
一般扶養親族 (その他欄)	23歳以上70歳未満 (昭和30年1月2日から平成14年1月1日生) 16歳以上19歳未満 (平成18年1月2日から平成21年1月1日生)
特定扶養親族 (特定欄)	19歳以上23歳未満 (平成14年1月2日から平成18年1月1日生)
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成21年1月2日以降生)

【例】

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	
特定	その他
人	人
1	1
2	1

- 特定扶養親族が1人
- 老人扶養親族が2人 (内1人が同居老親等)
- その他の控除対象扶養親族が1人 の場合

- ◆扶養親族の内、国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記入してください。
- ◆1年間に支払った社会保険料(厚生年金保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険税)を記入し、小規模企業共済がある場合は、上段に内書きで記入してください。国民年金保険料等が含まれる場合は、下段⑫にその金額を記入してください。
- (ア) 中途就職者について前職給与分を含んで年末調整をした場合は、前職の支払者名(会社名)・給与額・社会保険料・源泉徴収税額の4点を記入してください。  
(イ) 特別徴収できない場合は、個人住民税の普通徴収への切替理由書の略号(普A~普D)を記入してください。  
(ウ) 年末調整をする場合で定額減税により月次減税及び年末調整減税で減税した所得税額を控除済額、減税しきれなかった額を控除外額として記入してください。控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる者は、非控除対象配偶者減税有と記入してください。  
(エ) 留学生や外国人実習生等、外国との租税条約により市県民税が減免対象となる場合は、「日〇租税条約〇条該当」と記入してください。

- ◆該当する保険種別を確認のうえ、保険料の支払額を正確に記入してください。生命保険料の種別等により控除額の計算方法が異なります。
- 住宅借入金特別控除の適用を受ける方は、摘要数、居住開始年月日(和暦)、控除区分(「住」、「認」、「増」等)、借入金年末残高、控除可能額を記入してください。特定取得に該当する場合は、(特)を記入してください。例)住(特)住...一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む。) 認...認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除 増...特定増改築等住宅借入金特別控除 特定取得とは?...住宅の取得費用等に含まれる消費税額等が8%・10%の税率により課される場合における住宅の取得をいいます。
- 控除対象配偶者の氏名、マイナンバー等を記入してください。(配偶者特別控除の適用を受ける場合にも、記入してください。)
- 配偶者の合計所得の欄は、収入金額ではなく合計所得額を記入してください。
- ⑥の社会保険料等の金額の中に、国民年金保険料等が含まれる場合は、その金額を記入してください。
- 基礎控除の額が32万円または16万円の場合は、その額を記載してください。※基礎控除額が48万円である場合は記載不要。
- 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載ください。

※給与支払報告書の記入方法等について、詳しい内容は国税庁のホームページなどをご確認ください。

※総括表、給与支払報告書の提出方法について、不明な点があれば下記までお問い合わせください。  
八幡浜市役所 税務課 市民税係 ☎0894-21-0404